審査に伴い確認・調整を要した具体例

別紙２－２

＜輸送方法＞		＜単価（全国平均単価（約6,000円/台）に対し、単価の高い自治体）＞	
イ	市町村が手配したチャーター船を利用し最終所有者が運搬（最終所有者同乗なし）	1	船会社が1社しかないため、運賃単価が高い（価格競争がない）
ロ	定期船が就航しているが、関連事業者がチャーター船により搬出する	2	定期航路の船会社が1社しかなく、その料金設定に合わせ他の船会社の料金も高く設定されている
ハ	最終所有者が定期船で運搬（最終所有者同乗なし）	3	輸送距離が長い
ニ	関連事業者が定期船で運搬（関連事業者同乗なし）	4	丸車(原形で排出される車）又は大型車（１０ｔ）等の発生台数が多い

1、輸送方法で確認・調整を要したケース

分類	市町村名	輸送方法の概要	パターン*1	確認及び調整を要した事項	結果	判定	該当市町村数
イ	塩竈市 (宮城県)	・自動車を運搬できる定期船がないため、現在市が一般廃棄物の島外搬出に用いている船を活用し、最終所有者が使用済自動車を運搬 ・その際、最終所有者が同乗せず運搬を船会社に委託	A	・廃棄物処理法上の収集運搬業の許可取得状況 ・チャーター船の船種及び運搬義務者が同乗しない理由	・船会社は、一般及び産業廃棄物の収集運搬業許可を保有 ・使用する船種は台船であり、台船には同乗できない事を確認 （内航海運業法　第2条 国土交通省確認済）	○	1 （塩竈市のみ）
ロ	屋久町 (鹿児島県)	・定期ｶｰﾌｪﾘｰが就航しているが、関連事業者がチャーター船を活用して使用済自動車を運搬	D	・定期船を使わない理由 ・廃棄物処理法上の収集運搬業の許可取得状況 ・台当りの輸送単価と積載率の関係	・チャーター船の船種は貨物船であり、定期ｶｰﾌｪﾘｰと比較してチャーター船の方がより安価　(例：小型車で比較) （チャーター船　：5,000円/台 定期カーフェリー　:25,000円/台*） ・チャーター船の船会社は、一般及び産業廃棄物の収集運搬業許可を保有 ・以下、輸送単価と積載率の関係が妥当であることを確認 確認内容 輸送能力/回　：　150台・・・・・・・a 発生台数/年　：　900台・・・・・・・b　(全体954台) 輸送回数/年　：　6回・・・・・・・c 輸送台数/回　：　150台・・・・・・・d 積載率　:d/a= 100%・・・・・・・e	○	14 （西ノ島町 西之表市 他１１市町村）
ハ	利島村 (東京都)	・最終所有者が定期貨物船を利用して使用済自動車を運搬 ・その際、最終所有者が同乗せず運搬を船会社に委託	B	・運搬義務者が同乗しない理由 ・廃棄物処理法上の収集運搬業の許可取得状況	・貨物船に同乗することが出来ないため（上記イの場合と同様） ・船会社は、一般及び産業廃棄物の収集運搬業許可を保有	○	10 （海士町　十島村 他　7市町村）
ニ	石垣市 (沖縄県)	・関連事業者が定期カーフェリーを利用して解体自動車を運搬 ・その際、関連事業者が同乗せず運搬を船会社に委託	E		・許可については上記ハの場合と同様 ・輸送距離が長く、復路の費用が高いため 沖縄→石垣市：410km（13h）　運賃：6,300円（2等）	○	27 （徳之島町　小笠原村 他　24市町村）

※パターンCに該当する市町村は無し

*ｶｰﾌｪﾘｰについては、自動車1台について運転者1名の2等旅客運賃を含む
貨物付添人が船に乗船しない場合でも航送運賃は同一

2、全国平均単価（約6,000円/台）に対し、単価の高い自治体について確認・調整したケース

分類	市町村名	輸送費の概要	パターン*1	確認及び調整を要した事項	確認及び調整を行なった結果	判定	該当市町村数
1	塩竈市 (宮城県)	・台当り輸送単価　31，000円/台 （33,000円/台→31,000円/台）	A	・台当りの輸送単価が高い理由 ・輸送単価の見積もり方法	・車両を輸送できる定期航路がないため、船をチャーターするしか方法がないことを確認 ・島内に関連事業者がおらず、減容しての搬出が出来ないため、荷姿は丸車での搬出となることを確認 ・見積り方法を従来の重量換算から容積換算へ変更するよう調整 （33,000円/台→31,000円/台） ＊参考：　チャーター料は他の廃棄物と混載で270万円（4回/年） 船の㎥当りの単価3,200円を基に軽自動車（9.7㎥）の単価を31,000円/台と設定していることを確認	○	6 （礼文町 知夫村 他　3市町村）
2	隠岐の島町 (島根県)	・台当り輸送単価　18，700円/台	D	・台当りの輸送単価が高い理由	・定期船の船会社が1社あるが、その船会社の料金設定を基準として、他の船会社の料金設定も高くなっている事を確認 ・定期ｶｰﾌｪﾘｰが就航しているが、チャーター船の方がより安価 （例：小型車で比較） （チャーター船　:18,000円/台 定期船(ｶｰﾌｪﾘｰ)　:21,380円/台*）	○	2 （西ノ島町）
3	与那国町 (沖縄県)	・台当り輸送単価　28，400円/台	B		・島内に関連事業者がおらず、減容しての搬出が出来ないことと、輸送距離が長いため料金が高いことを確認 与那国→沖縄　約520km　：　運賃例　小型車　64,800円/台 与那国→石垣　約127km　：　同上　24,150円/台* ※参考：伊是名村→沖縄本土　約４０km　：同上　8,100円/台	○	4 （青ヶ島村 小笠原村 南大東村）
4	三宅村 (東京都)	・台当り輸送単価　51，600円/台	E		・島内で使用していた大型車両（10t）を火山噴火に伴なう復興事業で使っていたが、損傷が激しく、そのうちの40台については既に廃車として引取業者に引取られていることを確認	○	4 （三島村　十島村 粟国村）

＊1パターン説明

島内に業者がない場合	
	Aパターン：市町村がチャーターする運搬船により、最終所有者が運搬するケース
	Bパターン：最終所有者（又は委託を受けた者）が定期船に又はチャーター船を利用して運搬するケース

島内に業者がある場合	
	Cパターン：市町村がチャーターする運搬船により、関連業者が運搬するケース
	Dパターン：関連業者が運搬船をチャーターして運搬するケース
	Eパターン：関連業者が定期船を利用して運搬するケース